

4 安心・安全な暮らしづくり

(8) 米軍機による低空飛行訓練の中止等

国への提案事項

米軍機の低空飛行や騒音被害などにより、県民の平穏な日常生活に影響が生じている現状は容認できないので、次の措置を講じるよう強く要請する。

1 米軍機による低空飛行訓練の中止

- 県民が生活する地域で低空飛行訓練が行われないよう具体的に措置すること
また、地域行事への配慮等、県民生活への影響を回避する実効ある取組を講じること
- 国の責任において、関係自治体及び住民へ、事前に飛行ルートなどの情報を提供すること

2 騒音被害の実態把握、及び必要な対策の実施

- 騒音被害解消に向けた学校等の防音対策など必要な措置を講じること
また、自治体が騒音被害対策を行うための新たな財政措置を講じること
 - 例)・ 米軍機の訓練空域を防衛施設とみなした、訓練空域下の自治体への交付金の創設
 - ・ 米軍機の訓練空域を有する県に対する交付金の創設
 - ・ 学校等の防音対策基準の見直し(防衛施設周辺生活環境整備法の拡充・緩和)
- 騒音実態把握のための測定器やカメラを増設するとともに、測定結果を早期に提供すること
- 空母艦載機離着陸訓練(FCLP)を岩国基地で実施しないこと
また、硫黄島の代替施設として岩国基地を指定しないこと
- 空母着艦資格取得訓練(CQ)については、今後も本年と同様に、訓練期間中に岩国基地に帰投しない方法で実施すること
- 岩国基地滑走路の運用時間(6:30～23:00)を厳守すること

【提案先省庁：外務省、防衛省】

国への提案事項

3 航空機の安全対策の徹底

- 米軍航空機の安全に係る抜本的な対策を早急に検討し実施すること
- 米軍機事故が発生した際は、事故原因の早期究明・実効性ある再発防止策を米側に求めるとともに、国の責任において十分な説明を行うこと
- 米軍人等の教育訓練の徹底と綱紀粛正を米側に申し入れること

現状・課題

- 岩国基地への空母艦載機(約60機)の移駐完了(H30. 3)により騒音被害が拡大しかしながら、訓練区域を有する自治体が騒音被害対策を行うための財政措置はない

・航空機騒音(70dB以上)の発生状況

	平成29年度	令和元年度	増加回数(倍率)
県内設置(6地点合計)	3,872回	6,386回	2,514回 (1.6倍)
(主な地点)			
岩国飛行場周辺	大竹市阿多田島	2,322回	3,922回
訓練空域下	北広島町西八幡原	697回	875回

- 国の助成金の交付基準が地域の実情にそぐわない

・防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第3条第2項(所管:防衛省)

障害防止工事に対する助成(自衛隊等の航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施に対する学校・病院等の防音)

(交付対象) 地方公共団体

(対象施設) 学校、病院、診療所等

(補助基準) 学校の場合 :70dB以上の音響が10回以上 又は80dB以上の音響が5回以上ある授業単位時間(50分)が、1週間の総時間の20%以上あること

(補助率) 10/10